



発行所
岡山県神社庁
 教化委員会 広報部会
 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22
 TEL 086-270-2122
 FAX 086-270-2123
<http://www.okayama-jincho.or.jp/>


 祝祭日には国旗
 を掲げましょう



徳守神社の
大神輿

現在の神輿は二代目で文化六年（一八〇九）氏子の総力を結集して金塗神輿が新調され、その後明治三十一年、平成二十三年に修理がなされ現在に至っています。この神輿の大きさは本体部分縦横それぞれ一・七メートル、屋根部分縦横それぞれ二・一メートル、総高二・八メートル、重さは約一トンといわれており、その大きさと美麗さから日本三大神輿の一つといわれています。例祭（十月第四日曜日）では、神輿ご巡幸に供奉を加えて行列を組み、昨年には甲冑姿の鉄砲隊も参加し時代絵巻が繰り広げられました。平成十年八月四日には、津山の誇れる文化遺産として評価され、津山市教育委員会から有形民俗文化財の指定を受けました。

（お知らせ）

平成十三年から夏の号は県内神社の樹木シリーズを掲載してまいりましたが、今号から御神輿シリーズとします。

定例協議員会

一億三千五百万円の平成二十九年度予算が可決。
神社庁特別寄贈金を廃止。
権正階検定講習会を実施。

六月二十一日、神社庁講堂において定例協議員会が開催された。

開式行事、庁長挨拶に続き、報告事項として、藤山神社本庁評議員が、五月に開催された神社本庁定例評議員会の概要を報告した。

○本庁予算は四十九億四千二百六十四万円。前年度比五百二十八万円減。

○神宮大麻、曆の頒布は厳しい状況が続く。

○神社庁負担金は据え置き。

次に、神社庁担当理事から各委員会（財務、教化、祭祀、研修、渉外）の実施した事業が報告され、長江議長が登壇し、議事が審議された。

○議案第一号『平成二十九年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案』

質問 支部負担金奨励費は負担金から差し引いて納める事になっているのか。

回答 その通りです。

質問 支部の会計上収支が分かりにくいので、差引せずに行えないか。

回答 他支部からの要望はありませんし、

経理上の問題もないので、今まで通りとさせていただきます。

質問 法務対策費にある神社庁顧問弁護士は誰なのか。

回答 前庁報に掲載しています小林裕彦氏です。

質問 交際費の主な支出はどんなものか。

回答 東京で神社本庁表彰の被表彰者を招き行っている祝賀会費用などです。

○議案第二号『岡山県神社庁幣帛奉奠に関する内規の改正案』

質問 献幣使に対する交通費以外の昼食、日当、謝礼の慣習はどの程度の金額か。

回答 主に昼食、謝礼と思われませんが神社によって異なると思われます。

質問 昨年献幣使派遣依頼を行った神社は何社か。

回答 二社です。

質問 献幣使の謝礼は当該神社から一日神社庁へ収めてから神社庁から献幣使に渡したら良いと思うが。

回答 現段階では謝礼等は当該神社が献幣使に直接渡すようにお願いします。

○その他

質問 過疎化対策は喫緊の課題なので多岐に渡る調査等対策を行っていただきたい。

回答 支部の状態なども含めて勉強会等を実施し、総務委員会などで検討して行きたいと思えます。

平成28年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

| 表彰種別 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 |
|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|------|-----|-------|
| 二条一号 | 津山 | 白加美神社 | 宮司 | 秋山 政徳 | 吉備 | 吉備津神社 | 禰宜 | 上西 謙介 | 真庭 | 朝日神社 | 宮司 | 草地美恵子 |
| | 東備 | 宗形神社 | 宮司 | 門野 祇得 | 高梁 | 八幡神社 | 禰宜 | 石井 宏尚 | 真庭 | 八幡神社 | 権禰宜 | 牧野 元夫 |
| | 吉備 | 懸幡神社 | 宮司 | 津嶋 宣夫 | 川上 | 穴門山神社 | 宮司 | 迫本 光章 | 真庭 | 熊野神社 | 禰宜 | 須田 宗徳 |

責任役員・総代の部

| 表彰種別 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 | 支部 | 奉務神社 | 役職 | 氏名 |
|------|------|-------|------|-------|--------|--------|------|-------|----|--------|------|-------|
| 二条二号 | 岡山 | 八幡神社 | 責任役員 | 宗津 徹 | 御津 | 日吉神社 | 総代 | 宮本 和正 | 高梁 | 御崎神社 | 責任役員 | 河原 秀雄 |
| | 倉敷都窪 | 春日神社 | 総代 | 白髪 道泰 | 御津 | 重岡神社 | 責任役員 | 石井 雅之 | 高梁 | 御崎神社 | 総代 | 葛原 賢市 |
| | 倉敷都窪 | 天神社 | 責任役員 | 岡部 昌雄 | 御津 | 熊野神社 | 責任役員 | 森木 重治 | 高梁 | 川合神社 | 責任役員 | 高見 香 |
| | 津山 | 徳守神社 | 責任役員 | 勝山 敏 | 御津 | 熊野神社 | 責任役員 | 友森 進 | 高梁 | 天神社 | 責任役員 | 増田 正實 |
| | 津山 | 総社 | 責任役員 | 今村 嘉男 | 東備 | 宗形神社 | 責任役員 | 岡本 昌 | 高梁 | 天神社 | 責任役員 | 奥田 一雄 |
| | 津山 | 上部神社 | 責任役員 | 河藤 美樹 | 東備 | 天津神社 | 責任役員 | 馬場 彰 | 高梁 | 天神社 | 責任役員 | 椋木 健次 |
| | 津山 | 加茂神社 | 総代 | 中塚 泰啓 | 東備 | 水行谷神社 | 責任役員 | 能勢 昭臣 | 川上 | 清賣八幡神社 | 責任役員 | 仲山 潔俊 |
| | 津山 | 八幡神社 | 責任役員 | 小椋 懋 | 久上道西大寺 | 大富八幡宮 | 責任役員 | 奥村 達夫 | 川上 | 辰口八幡神社 | 責任役員 | 二島 郁夫 |
| | 津山 | 福力荒神社 | 総代 | 矢北 健三 | 久上道西大寺 | 春日神社 | 責任役員 | 花口 光 | 川上 | 天満神社 | 責任役員 | 三宅 忠篤 |
| | 児島 | 宇野八幡宮 | 責任役員 | 畑中 進 | 久上道西大寺 | 福岡神社 | 責任役員 | 熊岸喜美男 | 新見 | 八幡神社 | 総代 | 佐田 耕作 |
| | 児島 | 宇野八幡宮 | 責任役員 | 鈴木 吉弘 | 久上道西大寺 | 金田天満宮 | 責任役員 | 大橋 鹿一 | 新見 | 岩山神社 | 責任役員 | 池田 康士 |
| | 児島 | 新庄八幡宮 | 総代 | 松本 芳尚 | 井笠 | 鷲江神社 | 総代 | 岡本 輝人 | 真庭 | 垂水神社 | 責任役員 | 福井 莊助 |
| | 児島 | 瀧八幡宮 | 責任役員 | 高田 幸雄 | 井笠 | 四位神社 | 責任役員 | 佐藤 登事 | 真庭 | 木山神社 | 責任役員 | 甲斐 篤 |
| | 児島 | 瀧八幡宮 | 総代 | 石井 哲 | 井笠 | 甲山八幡神社 | 責任役員 | 川田 克己 | 真庭 | 下河内神社 | 責任役員 | 井原 光平 |
| | 玉島浅口 | 戸島神社 | 責任役員 | 森永洋吉郎 | 井笠 | 甲山八幡神社 | 責任役員 | 大山 文男 | 美作 | 吉野神社 | 責任役員 | 絹田 雅 |
| | 玉島浅口 | 鹽竈神社 | 総代 | 山本 章三 | 井笠 | 龜山神社 | 責任役員 | 藤井 勲 | 美作 | 吉野神社 | 責任役員 | 岡部 克己 |
| | 玉島浅口 | 神前神社 | 責任役員 | 難波 定樹 | 井笠 | 龜山神社 | 責任役員 | 藤井 勲 | 美作 | 龍神社 | 責任役員 | 二宮 大次 |
| | 玉島浅口 | 八幡神社 | 責任役員 | 古澤 千明 | 吉備 | 八幡神社 | 責任役員 | 脇本 忠正 | 美作 | 馬桑荒神社 | 総代 | 松木 太 |
| | 玉島浅口 | 天満神社 | 責任役員 | 佐藤 進 | 吉備 | 御崎神社 | 責任役員 | 柏野 弘志 | 美作 | 稲荷神社 | 責任役員 | 長谷川晶久 |
| | 御津 | 日吉神社 | 責任役員 | 片山 重富 | 吉備 | 八幡神社 | 責任役員 | 土屋 忠雄 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|------|-------|------|--------|------|---------|----|------|----|-------|
| 二条三号 | 児島 | 藤田神社 | | 藤田好雄 | 新見 | 八幡神社 | | 若多神楽同好会 | 美作 | 松神社 | | 松神座 |
| 三条 | 津山 | 上部神社 | 責任役員 | 須江 保 | 玉島浅口 | 安倉八幡神社 | 責任役員 | 川崎 忠彦 | 井笠 | 岩倉神社 | 総代 | 西 吉久和 |
| | 津山 | 高倉神社 | 責任役員 | 下山 昌一 | 玉島浅口 | 真止戸山神社 | 責任役員 | 山下 正臣 | 真庭 | 八幡神社 | 総代 | 柴田 恒男 |

平成29年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

歳入総額 135,488,486円

歳出総額 135,488,486円

歳入の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 神饌及幣帛料, II 財産収入, III 負担金, IV 交付金, V 寄付金, VI 諸収入, VII 繰入金, and 当期歳入合計.

歳出の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 幣帛料, II 神事費, III 事務局費, IV 神宮神徳宣揚費交付金, V 大麻頒布事業関係費, VI 予備費, and 当期歳出合計.

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include IV 指導奨励費, V 各種積立金, VI 神社関係者大会費, VII 負担金, VIII 渉外費, IX 神宮神徳宣揚費交付金, X 大麻頒布事業関係費, XI 予備費, and 当期歳出合計.

※款内流用を認める。
※表中の()内は補正予算額。
※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。



神社庁春の参拝旅行

宇佐神宮、阿蘇神社正式参拝、
熊本城見学…復興を願って

四月二十四日から四月二十六日に岡山県神社庁の春の参拝旅行が実施され

九州熊本。その復興の手助けになれば

四月二十四日から四月二十六日に岡山県神社庁の春の参拝旅行が実施され九州熊本。その復興の手助けになればと思い、今回の行先は決定されました。

四月二十四日から四月二十六日に岡山県神社庁の春の参拝旅行が実施され九州熊本。その復興の手助けになればと思い、今回の行先は決定されました。牧神社庁長を団長に、藤山副庁長をはじめとした約四十名の少数精鋭で早朝、バスのりこみ、途中、山口県周南市徳山港からフェリーに揺られて、一路九州へ。

熊本を襲った地震からおよそ一年、修復工事も無事に終了して美しく輝く朱塗りの本殿。散策で訪れた神仏混合の趣きがある元祓所跡。国宝、重要文化財（国指定）も展示された宝物館など歴史を感じさせる見どころも多く流石は宇佐神宮だと思いました。

しかし震災の爪痕はあちこちで見受けられます。一日目の宿の筋湯温泉

「悠々亭」は数年前に大神社展に宿泊した宿ですが、地震の影響から国内の旅行者が激減しており、日本人の宿泊客は少なく、その多くはインバウンドつまり海外、特に中国からの旅行者に占められておりました。我々からしてみれば震災から「もう」一年ですが、熊本の人々にとつては「まだ」一年でしかありません。

二日目、特に被害の大きかったとされる阿蘇方面へ向かうと、その思いはますます強くなってまいりました。まず訪れた阿蘇大観峰展望台では、高齢の方も含めたほとんどの方が一番上まで上がり、世界最大級のカルデラ地形の広大な景色を堪能しましたが、やはりお世話になった阿蘇山の観光業者の方々は地震の後に噴火もあり、皆様大変なご苦労をされたようでした。次に訪れた正式参拝先である阿蘇神社でも

昨年報道の映像の通り、地震で多くの被害を受け、多くの社殿にまだまだその傷跡が残っております。復興にはまだまだ遠い。そのように思い、あたりを散策しておりますと、不思議と神社周辺の被害が少ないということに気が付きました。立ち寄った土産物店の

「神社が私たちの代わりになった」

この言葉が頭に残っております。そう言われた地元の方々にとって、阿蘇神社の復興こそが何よりの復興となるのでしょうか。その信心の深さに心がうたれる思いでした。たしかに熊本は復興のさなかではあります。しかし復興は始まっています。

春になれば植物の芽が芽吹くように、震災の傷だけでなく、そういった復興活動もあちこちに目に留まります。熊本のシンボルである天下の名城熊本城は、おそらく皆様が連日の報道でもっともその被害を痛感した場所ではあります。ボランティアガイドさんの案内で見学すれば、土塀や瓦がまだ崩れたままになっている中でも、崩れた石垣の石の多くを集めて並べ番号が付けられて、再び壮健な石垣を築き上げるための準備が着々と進められています。城内に鎮座しておられる加藤



神社にて、一日も早い復興を祈願して熊本城を後にしました。
三日目に門司港レトロを見学して九州を後にし、山口は下関の赤間神宮、亀山八幡宮を自由参拝しました。両方とも参拝される方、お土産を求められる方、皆様自由に過ごされておられる中で今回の旅行を振り返りまして、自然への畏敬、神への信仰、人の強さというものに触れる旅であったように思ひ返されます。百聞は一見に如かずという言葉通り、直接被災された現場を見ることに大変な意義を感じた旅行でありました。



四月二十一日、岡山県神社関係者大会が、県神社庁（牧博嗣庁長）と県神社総代会（中島博会長）の共催により岡山市民会館（岡山市北区）で開催され県内の神職・総代等、約六百人が参加した。
本年は式典と講演会を入れ替えての開催となった。
第一部は佐々木副庁長が講師の元防衛省大臣官房広報課防衛事務官の井上康史氏を紹介した後『今、国民がすべきことは』と題し、講演が行われた。

岡山県神社関係者大会開催される

白加美神社 宮司 秋山 政徳

井上氏は昭和四十一年陸上自衛隊入隊、平成十三年定年を迎えられ、引き続き事務官として採用され平成二十一年退官されるまで日本の防衛と自衛隊活動に尽力された。講演では日本国憲法の改正の必要性等を説かれたが、最も時間を割かれたのは、自身も参加された自衛隊の災害派遣のお話であった。中でも平成七年の阪神淡路大震災の際、赤飯を食べていた所、支給品で隊員が選んだわけではないのに不謹慎だと批判され、隠れて食事をしたこと。又各所に臨時の風呂を設営し被災者の方々に入浴して頂いたが、隊員達も利用し、営舎に帰るまでの間Tシャツでいた所批判を受け、汚れた隊服のまま神戸沖に停泊中の自衛隊の船まで行き入浴、帰りもその隊服を着て帰るなど、現地での気苦労を話された。又平成二十三年の東日本大震災の際、若い隊員がショックを受けた事例も具体的に話された。

休後神道政治連盟のアピールを挟んで、藤山副庁長の開会の辞により、第二部の式典が始まった。牧庁長先導による神宮遙拝、国歌斉唱、河本神青協会長先導による敬神生活の綱領唱和に続いて、牧庁長、中島総代会長がそれぞれ式辞を述べ、続く表彰では永年勤続者・功労者など七十四名と三団体に表彰状と記念品の授与が行われた。来賓を代表して神社本庁統理（代理…田中恆清総長）、神宮大宮司（代理…梅坂昌春^{よしか}総長）がそれぞれ祝辞を述べた後、来賓の紹介が行われた。被表彰者を代表して筆者が謝辞を述べた。

引き続き初任用神職辞令交付が行われ、平成二十八年三月から大会当日までの間に初めて任用された神職二十一名のうち、当日出席の六名に対して吉川通泰神社本庁常務理事から辞令が手渡された。

吉川常務理事先導による聖寿万歳、牧庁長による国旗儀礼で一連の行事が終了した。





備前の

古代より
神奈備の吉
備中山の東
麓に位置
し、平安時
代末には備
前国一宮と
して西国一
の壯観とさ
れた。

こだわりの社

第 28 回

吉備津彦神社

(岡山市北区二宮)

宮司 守分 清身

岡山市北区二宮に鎮座いたします吉備津彦神社は、第七代孝靈天皇の皇子である大吉備津彦大神を奉祀する神社である。鎮祭の年月は詳らかではないが、ミコトが吉備の国を治め、永住された吉備の中山の麓の屋敷跡に建てられたのが吉備津彦神社のはじまりと聞いている。

国を治める歴代の国主等により造営又は修造され、江戸時代には岡山藩主となった池田家による造営事業と手厚い保護を受け、現在に繋がる景観が整えられた。特に池田光政公は家老津田永忠を用いて、境内から寺院を除くなど、造営に力を入れた。その跡を継ぎ、池田綱政公が元禄十年(一六九七)に建立したのが当社の今のご本殿である。様式は流麗な三間社流造りで、「流造」の正統な姿を示している。

また、元禄十年建立以来、年記の明確なものに限っても、文政十二年(一八二九)、天保十五年(一八四四)、明治二十八年(一八九五)、昭和八年(一九三三)と期間をおかず纏まった修理が行われ、維持されてきた。

昭和四十三年四月十九日には、当社ご本殿が岡山県指定重要文化財の指定を受け、その後昭和五十一年(一九七六)に屋根替部分修理を受けている。その屋根替部分修理から約四十年経過しており、ご本殿の檜皮葺の屋根に相当の破損が見られるようになったので、ご本殿の保存修理工事が必要となった。

そこで、事業の進行については、先ず、岡山県指定重要文化財吉備津彦神社本殿修理委員会を設置、岡山県教育

庁文化財保護課並びに岡山市教育委員会文化財課の指導を受けた公益財団法人文化財建造物保存技術協会の設計監理のもと、指名競争入札により落札された新東住建工業株式会社が施工することとなり、平成二十六年(二〇一四)度から平成二十八年(二〇一六)年度の約三年に亘り、ご本殿の保存修理工事が行われることとなった。

平成二十六年十一月二十七日に仮遷座祭を斎行し、翌十二月に岡山県指定重要文化財吉備津彦神社本殿保存修理工事の第一回の定例打合せ(工程会議)が行われた。この工程会議は平成二十八年九月二十七日の工事完了まで毎月一回、合計二十一回、月末を目処に行われ、その度に工事の進行状況を確認することができた。文字や言葉で専門の工事について分からない部分は、会議のときに資料として配られる写真と、会議後の現場確認とで状況を把握していった。

工事内容については、主に仮設工事、解体工事、木工事、屋根工事、金具工事、雑工事などである。また、修理項目を大雑把に挙げるならば、屋根工事檜皮葺平葺葺替、同軒付部分補修中心に、木工事としての小屋組・屋根下地・箱棟破損部分補修、軒支輪、縁

廻り等の造作補修、また、金具工事として金具箔押し等の補修、その他木口胡粉塗、床下防蟻処理及び縁下叩き施工となる。

工事は石燈籠を移設し、斜路を設けて資材搬入路を確保し、箱棟を覆う素屋根を建設する。

また、素屋根の建設に先んじて千木・堅魚木を取外し、素屋根建設後に箱棟・檜皮、野地、小屋組を順次解体の流れで進む。破損状況を把握、実施計画の整理、史資料・部材の調査を次々と行いながら其々の工事は進んでいった。

また、工事期間中は文化財へのご理解の促進と保存修理事業を知っていた多くの方に見学会を作業にあわせて合計三回行い、約二千九百名のご参加をいただいた。

工事期間約三年の間大きな事故や災害も無く、伝統建築やその修理について、高い見識と優秀な技術を有する工匠等によって平成二十八年九月二十七日に完了した。

其々の専門分野の工匠等が日々汗を流し、築き上げてくださった財を我々は大切に受け継ぎ、管理し、後世に残していかなければならない。岡山を代表する神社の一社としてその役目は重大である。

神宮大麻頒布推進について

神宮奉賛部長 高山命之

県内神職・総代の皆様には、平素より神宮大麻の頒布活動に、ご尽力を頂いております事を感謝申し上げます。平成二十八年度の神宮大麻は十五万五千七百十九体の頒布が叶いました

以上を第一期よりも更に内容を踏み込んだ形にて、活動を行う事となっております。

が、前年対比千二百六十八体減、三年連続の減体頒布となっております。このような厳しい中でも、県内の六支部においては頒布増体として頂きましたこと、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

又、県神社庁では新年度の施策として前年度に引き続き、一、タウンメールを使つての啓発活動二、QRコード入りのポスターによる啓発啓蒙活動

また、

を行う事としており、一体でも多くの大麻が頒布される様これまでの反省を踏まえ、より効果的に施策を行うべく検討を重ねております。

さて、神社本庁では平成二十九年度から、第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」が策定され、人口が集中する都市部を重点施策地域とし、郡部ともあわせ、実情に応じて氏子や崇敬者への教化活動を行い、家庭祭祀の実践を呼びかけるなど、組織を挙げて次の様な取り組みが行われます。

- 一、春秋の推進会議
- 二、啓発ポスターの新規作製
- 三、テレビ・ラジオ等に加えてインターネットを利用したスマートフォン

四、斯界が神宮を「本宗」と仰ぐ所以、向けの広告等の推進

大綱頒布につきましては、平成二十九年度も大変厳しい状況が予想されま

すが、全国にて掲げる「増やせ一体・減らすな一体」という合言葉を胸に、一層のお力添えを賜りたく、ここに伏す。大綱を一体でも減らすべく、皆様方の一層のお力添えを賜りたく、ここに伏す。一体でも多くの頒布に努め、又、返戻してお願いを申し上げます。

平成28年度 神宮大麻頒布支部別一覧

| 支部名 | 平成27年度 | | | 平成28年度頒布数 | | | | | | | | 判定数 | | | |
|--------------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 頒布数 | 判定数 | 申込数 | 大麻 | 中大麻 | 大大麻 | 頒布数 | 前年比 | 頒布率 | 申込数 | 前年度申込比 | 判定頒布数 | 前年比 | 頒布率 | 判定比率 |
| 01 岡山支部 | 8,646 | 8,813 | 9,120 | 8,635 | 179 | 76 | 8,890 | 244 | 23.55% | 9,350 | 230 | 9,056 | 356 | 23.98% | 1.019倍 |
| 02 倉敷都窪支部 | 12,129 | 12,495 | 12,880 | 12,107 | 571 | 100 | 12,778 | 649 | 53.92% | 13,430 | 550 | 13,164 | 891 | 55.55% | 1.030倍 |
| 03 津山支部 | 8,974 | 9,186 | 9,370 | 8,686 | 238 | 112 | 9,036 | 62 | 41.83% | 9,370 | 0 | 9,267 | ▲113 | 42.90% | 1.026倍 |
| 04 児島支部 | 17,342 | 17,618 | 17,366 | 17,020 | 376 | 85 | 17,481 | 139 | 56.73% | 17,576 | 210 | 17,754 | ▲177 | 57.61% | 1.016倍 |
| 05 玉島浅口支部 | 16,381 | 16,792 | 17,020 | 14,905 | 427 | 164 | 15,496 | ▲885 | 79.03% | 16,700 | ▲320 | 15,874 | ▲1,146 | 80.96% | 1.024倍 |
| 06 御津支部 | 7,230 | 7,810 | 7,230 | 6,000 | 700 | 232 | 6,932 | ▲298 | 86.22% | 6,932 | ▲298 | 7,514 | ▲170 | 93.46% | 1.084倍 |
| 07 東備支部 | 7,961 | 7,989 | 9,362 | 7,996 | 33 | 9 | 8,038 | 77 | 42.69% | 8,743 | ▲619 | 8,064 | ▲495 | 42.83% | 1.003倍 |
| 08 邑久上道西大寺支部 | 7,473 | 7,856 | 7,473 | 6,456 | 627 | 96 | 7,179 | ▲294 | 62.38% | 7,575 | 102 | 7,589 | 678 | 65.94% | 1.057倍 |
| 09 井笠支部 | 16,239 | 17,100 | 17,000 | 14,631 | 1,055 | 345 | 16,031 | ▲208 | 58.48% | 17,010 | 10 | 16,904 | ▲785 | 61.66% | 1.054倍 |
| 10 吉備支部 | 11,378 | 11,636 | 11,600 | 10,898 | 349 | 73 | 11,320 | ▲58 | 73.81% | 11,600 | 0 | 11,568 | 83 | 75.42% | 1.022倍 |
| 11 高梁支部 | 7,881 | 8,141 | 7,909 | 7,332 | 339 | 67 | 7,738 | ▲143 | 90.69% | 7,807 | ▲102 | 7,975 | ▲161 | 93.47% | 1.031倍 |
| 12 川上支部 | 3,048 | 3,251 | 3,152 | 2,588 | 279 | 64 | 2,931 | ▲117 | 86.77% | 3,006 | ▲146 | 3,135 | ▲433 | 92.79% | 1.069倍 |
| 13 新見支部 | 7,133 | 8,237 | 7,504 | 5,000 | 1,630 | 209 | 6,839 | ▲294 | 78.67% | 6,839 | ▲665 | 7,863 | ▲537 | 90.45% | 1.150倍 |
| 14 真庭支部 | 8,111 | 8,283 | 8,455 | 7,996 | 140 | 102 | 8,238 | 127 | 78.70% | 8,455 | 0 | 8,410 | ▲122 | 80.34% | 1.021倍 |
| 15 美作支部 | 8,478 | 8,914 | 9,020 | 7,620 | 532 | 160 | 8,312 | ▲166 | 72.03% | 8,422 | ▲598 | 8,738 | ▲848 | 75.72% | 1.051倍 |
| 16 英北支部 | 1,612 | 1,684 | 1,946 | 1,463 | 111 | 14 | 1,588 | ▲24 | 84.02% | 1,846 | ▲100 | 1,658 | ▲104 | 87.70% | 1.044倍 |
| 17 久米支部 | 6,971 | 7,417 | 7,190 | 6,112 | 675 | 105 | 6,892 | ▲79 | 87.08% | 7,086 | ▲104 | 7,335 | ▲276 | 92.67% | 1.064倍 |
| 18 一般 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲3 | 0 | 0 |
| 合計 | 156,987 | 163,222 | 163,597 | 145,445 | 8,261 | 2,013 | 155,719 | ▲1,268 | 58.32% | 161,747 | ▲1,850 | 161,863 | ▲3,360 | 60.62% | 1.039倍 |

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

小林やすひろの神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきています。そこで、昨年から小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に工作物に関する基本的な法律について説明して戴きます。



岡山県神社庁 顧問 弁護士 小林 裕彦

プロフィール

昭和35年大阪市生まれ。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省（現厚生労働省）勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は企業法務、民事事件、行政法務等。政府地方制度調査会委員、岡山大学経営協議会委員、岡山弁護士会副会長等を歴任。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

看板等が崩れた場合の責任

（相談）

「放置していて大丈夫？」
当社は、当社の土地に設置してある看板が老朽化していたため、補修等を行おうと考えていました。そうしたところ、補修等を行う前に看板が崩れてしまい、その結果、看板の近くにいた参拝者が怪我を負ってしまいました。この場合、当社は何らかの責任を負うのでしょうか。

（回答）

一、放置することの危険性

神社には、玉垣、燈籠、看板等の工作物があります。これらの工作物が老朽化している場合、いつ崩れるかわからない危険がありますので、日頃から管理をして適切な時期に補修をする必要があります。

二、工作物が原因で怪我を負った場合の責任

神社が所有している土地にある工作物の保存に瑕疵があり、そのことが原因で参拝者に怪我をさせてしまった場合には、工作物責任（民法第七一七条）又は不法行為に基づく損害賠償責任（民法第七〇九条）を負うことになる可能性が考えられます。その場合、神社において、怪我をさせてしまった参拝者に賠償をする必要が出てきます。どの程度の賠償義務を負うことになるかは、怪我の程度にもよりますが、場合によっては数百万円になる可能性も否定できないところです。

御相談については、看板が老朽化しているにもかかわらず補修していなかった結果、崩れてしまい参拝者に怪我を負わせてしまっていますので、まさに看板の保存に瑕疵があったとして、損害賠償義務を負うことになりま

す。そして何よりも、神社に設置してある物が原因で参拝者の方が怪我をってしまったという評判が広がってしまうと、参拝者が減少してしまうことになりかねません。

三、日頃の管理の重要性

神社には、看板に限らず、燈籠や玉垣等の工作物のほか、樹木等もあります。これらの管理がおろそかになってしまった結果、参拝者の方が怪我をしてしまった場合は、神社に対する信頼等が失われ、神社全体の評判を低下させてしまうことにもなりかねません。そのため、日頃からの管理が非常に重要になってきます。

神社を運営していくにあたっては、工作物の管理に限らず、リスクマネジメントも重要になってきます。リスクマネジメントをどのように抜本的に進めていくかについてお悩みの場合には、弁護士に御相談されることをお勧めいたします。

国旗、国歌の額奉納される

西園神社（倉敷市真備町市場）宮司 松浦謙二氏がこの度、倉敷市市議会議員を退任するにあたり、吉備支部及び倉敷都窪支部の全神社（一四二社）に国旗と国歌の額を奉納されました。



河内の国一宮・元春日

「枚岡神社」教化視察研修旅行

教化委員会事業部会部長 根石俊明



教化委員会事業部会では、五月二十三日・二十四日の一泊二日に大阪府東大阪鎮座の「枚岡神社」

教化委員 おられます。しかし、職員が多くお宮の規模が大きいほど身動きは取り辛くなるもので、実際、赴任当初新たな試みに対して職員の反発も大きかった事も伺いました。

社家でもない身の上、又、「大社國學館」という神職養成学校をご卒業後、叩き上げて春日大社の権宮司迄なられた中東宮司。春日大社での在職中に様々な方々との出会い、不思議な縁を頂く体験を通じて、それまで何気なくこなしていた日常から抜け出し、神明奉仕一筋に今日に至っておられます。

教化視察研修旅行を実施。三十四名の参加を頂き、初日には中東宮司の講演後、夜は宮司を囲む会を開催。翌日は昨年改修されたばかりの春日大社に参拝し、社伝神楽なども拝観させて頂きました。

本研修旅行は、来年事業部会が開催を予定している「巫女体験研修」を先んじて行われ成功に導かれたお話、又、「初笑い神事」を始めとして、宮司着任後十年足らずで参拝者が急増された神道教化の秘訣を伺いたいということでご企画致しました。

枚岡神社は、旧官幣大社であり職員が多く教化活動には恵まれた環境で、境内も広く氏子数も多く職員も十数名

断。又、一人の女性が巫女の体験をしたいと言って来られたのをきっかけに「巫女体験」研修を企画され、今では一年に数回も開催され、参加希望者は後を絶ちません。巫女体験研修に参加された女性たちがボランティアで協力して、今度は「天の岩戸開き」の神事の再現もされました。

御歳七十半ばを越えられたにも関わらず、初笑い神事での「笑い」を披露されたお顔は少年の様に輝いておられました。集合写真では「皆さん大きな声で笑いなから撮りましょう」と、宮司自ら大笑い。圧倒されつつも、みんな大口を開けて、腹の底から笑つての写真撮影。

どんな手段でやったのか、どうやって宣伝したのか等を聞きたくて来られた方も多かったと思います。もちろんそれも大切なことですが、肝心なことは、宮司の神様に対する真摯な思いが、職員や総代ひいては氏子崇敬者に浸透して人々の輪が出来、新たな教化事業に繋がるものと思われしました。

教化委員会事業部会では、

来年五月末に一般の女性を対象として「巫女体験研修」を実施致します。

将来子供たちの母となるであろう一般女性の方々に、巫女の体験を通じて日本の麗しき伝統を実感して頂き、地の神社又地域や家庭において神社の大切さを語る貴重な人材となって頂く事を目的とした事業であり、県内各神社でもご活用頂ける「モデル事業」となることを願います。



神社庁HPで神社めぐり

町を元気にする町おこしで頑張っている町がある。では神社を元気にするのは、神社おこし?。神社庁HPは、若い世代に訴えかけるには絶好の広告となりえます。ただ、書かれている中身が間違っていたり、古くては、正しい情報とは言えません。県内各神社の広告、宣伝の一助となるべく、左記をお読みいただき、ご協力いただけると幸いです。

この度、岡山県神社庁HPが新たに生まれ変わりました。神社検索のページでは、神社名はもちろん、住所、キーワード、氏子地域、旧社格、御神徳、御祭神、由緒、電話番号、神社コード、支部など、各種から検索できます。

各神社のページは、以前いただいたデータに基づき作られています。そのデータが不十分なものもあり、各項目で検索をしても、そこに記述がないと検索結果に反映されません。

そこで皆様にお願いがございます。各神社皆様、是非今一度ご自身の関係神社のページをご確認いただき、御神徳欄の空白、氏子地域の空白がございましたら、データを広報部会までご連絡

絡いただきました。

また、掲載されています写真が古い、或いはきれいでない場合は、写真もデータでご提供いただければ、差し替え、追加が可能です。

祭礼日、メールアドレス、神社のHPのURLも変更などありましたら、お知らせください。

由緒、特記事項も書き換え可能です。最近御朱印をいただきにお参りされる方も多いため、特記事項に「御朱印可、午前何時〜午後何時」とか、「御朱印可、ただし予めお電話を」と書き記すこともできます。

各社の詳細なHPに比べ簡素な神社紹介ページで、必要最小限かもしれませんが、全国からも検索可能で、各神社の事をお知らせできる、この岡山県神社庁HPを、どうか神職皆様に積極的にご利用いただけます様、お願い申し上げます。

神社庁HP

神社ギャラリー写真募集

神社庁HPに神社ギャラリーという写真投稿できるページを設けました。岡山県内の神社、その神社に関わる風景を投稿できます。各神職皆様からの

投稿、氏子皆様からの投稿も大歓迎です。自慢の風景、残したい風景、お祭り際には参拝者皆様にも宣伝いただき、県内神社関係の写真をたくさん掲載してください。HPから投稿できませんが、注意事項もございますので、左に記します。

投稿いただいた全ての写真の掲載をお約束するものではありません。予めご了承ください。

投稿いただいた写真の著作権は撮影者に帰属しますが、岡山県神社庁は写真の使用の権利を有するものとなります。

投稿いただいた写真は、神社関係の広報等に利用させていただきます。ご了承ください。

以下のような写真は掲載をお断りいたします。

- ・公序良俗に反するもの
- ・著作権・肖像権・商標権・プライバシーを侵害するもの
- ・岡山県神社庁にてふさわしくないと判断されたもの

人物が特定できる形で撮影されている場合は、その人物の許可を得た上で投稿してください。人物が未成年の場合は保護者の許可を得てください。

・他人の肖像権や著作権を侵害するような行為及び、それに関連するトラブル等について、岡山県神社庁はその責任を一切負いかねます。
・写真はデータにてお送りください。送信できるファイルのサイズは三メガまでとなります。

岡山県神社「神事・行事」総合調査(詳細調査)への協力依頼

祭祀委員会 特殊神事部会
部長 鈴木宏志
教化委員会 事業部会
部長 根石俊明

昨今の過疎化に伴う神社合併などで失われつつある貴重な「神事・行事」を保存し、また、広く一般の方々にも知って頂くという試みで本年三月に行った「事前調査」では、ほぼ百パーセントの宮司さまからご回答を頂きました事、心より感謝申し上げます。つきましては、神事・行事があるご回答いただきました神社を対象と致しまして、詳細調査を七月半ばから八月半ばに掛けて行う予定で、写真の提供などをお願い致します。

諸事ご多忙とは存じ上げますが何卒趣旨をご理解の上、調査にご協力頂きます様お願い申し上げます。

支部の為に真剣な討議!!
支部長懇話会

真庭支部

支部長 黒田 公宜

五月十五日、十六日の両日、当支部を当番として十六支部長（欠席一支部）、庁長・副庁長・事務局二人の参加により支部長懇話会が開催されました。

この会は備前備中美作の三地区内支部の当番により例年五月頃開催されてきたものであります。事前に何名かの支部長から、真剣な討議がされることを望むとの要望が寄せられたこともあり、支部三役で協議を重ね当日は、※各支部における奉仕料のあり方、もしくは統一したら如何か
※過疎高齢化に伴う少数氏子神社の現況並に今後考えられる合祀について
※支部行事に協力しない神職の扱い
※神社庁に対しての要望
等についての提議を行い、活発な意見交換が行われました。

翌日は、例年ならば支部内神社へ正式参拝するのが通例ではあると思いますが、今年は湯原地区にある式内社、形部・佐波良神社視察研修を行いました。旧美作国には式内社が十一社あり、その内八社が当地区に存在し、七十数戸の氏子によって維持されているという特殊な環境にある神社であります。教育委員会の担当者にも来て頂き式内八社、現況説明等もして頂きました。現在この神社は雪害により五千万円以上の損壊を蒙り、為す術もなくビニールシートをかけられ放置されております。支部としてはこの状況を憂慮しておりますが、宮司・総代がどうすれば良いのか解らないと云っており、支部として具体的な対応を取れないのが現状であります。現地では各支部長から様々な活発なご提言を頂き、今後の復旧



活動の参考にさせて頂きたいと思っております。神社の維持管理に困難を伴う状況が生じた時、神職は周りに委ねて座して待つのではなく、全ては想定内の事として正面から向き合う姿勢が常に求められると思います。今後、そのような意識が共有できる会であり続けていければと思います。



広報部員が
実際に行ってみました!!

パワースポット
(ご利益)
スポット

神社巡り紀行

第一回 穴門山神社編

広報部会 迫 本 優 子

今日パワースポットと呼ばれる場所がテレビや雑誌などで紹介され話題を集めていますが、神社も例外ではありません。むしろ神社には森や木々が存在し、鳥居を潜ればそこは神様の神域の中に入ることとなり、自然とパワーを頂いていると思います。即ち神社IIパワースポットと言っても良いのではないのでしょうか。
そこで、よりパワーを頂ける県内神社のパワースポットを巡り、神社の魅力を御紹介していきたいと思っております。
第一回目となります神社は…
大鳥居から二キロメートル山道を下った処で目に飛び込んで来るのは、立派な随神門。手前には清らかな川が流れています。その向こう側には幾度にも積み上げられた石垣が聳え立ち、そこから上へ上へと参道を登っていくと大きな社殿に出迎えられます。



そこは……高梁市川上町高山市一〇三五に鎮座しております、穴門山神社(追本光章宮司)です！

この神社は『倭姫世記』という古書によると、現在三重県伊勢の神宮にお祀りされています。天照大神の御神体である御鏡を、崇神天皇から、「何処へおまつりしたらよいかさがしてこい」という命を受けた豊鋤入姫命が、紀伊国奈久佐浜宮より備中国名方浜宮(現在の穴門山神社)へ奉遷し、四年間奉斎したと記されており、元伊勢と呼ばれている場所です。御祭神は、天照大神、倉稻魂大神、足仲彦命、穴門武姫命の四柱を併祀しています。社殿は寛永九年(一六三二)秋焼失したものを、備中松山城主の池田出雲守長常が、寛

永十四年(一六三七)再建寄進され、建物は権現造りの建築様式で、特に本殿妻側は懸魚、虹梁、支輪、斗きょう組みで装飾性が高く、余り県下にその例がなく県指定文化財になっています。

さて、本題の穴門山神社のパワースポット(御利益スポット)五箇所を体感してみました。

①社殿がある石垣の下を流れる川は、後に御紹介致します御神窟から湧き出た水が流れ込んでおり、この川周辺には富をもたらしものとして縁起の良いとされる白蛇が住んでいるようです。(宮司さんは見たことがありません)。

②社殿のまわりの社叢は、県指定の天然記念物となっており、四百三十八種の植物が記録され、その種類の多さで注目されています。またその中には御神木もあり、注連縄等はありませんが、御神木は本門そばの石段上の大杉と、境内崖下のカツラだそうです。御神木のカツラは、樹齢推定七百年、株周囲八・九メートル、樹高三十メートルあるそうです。

③拝殿前に狛犬がありますが、正面向かって右側の狛犬(阿形)は子供を抱いており、「子取り」と言っ



④本殿向かって左奥、御神窟があります。この洞窟の入口の注連縄を潜って中に入った右側の岩の窪みに子宝に御利益があるとされる石の像があ

ります。孫繁栄の意味があります。残念ながら親狛犬の顔が地震の際に崩れたそうです。

ります。拝礼後に像に触れてお願いすると良さそうです。

⑤御神窟は豊鋤入姫命が御鏡を奉斎していた処と言われているそうです。洞窟の入口を入り十メートル奥中央には福石と呼ばれる球形の巨岩があります。この岩は昔信心深い富貴なお方の姿に感銘された神人が無数の金の蟹(金塊)のうち一甲を与え、残った金の蟹(金塊)が結集して福石になったと伝えられているそうです。その富貴なお方は益々福運が開けて大金持ちになったことから、福運を祈願する人々が多くなったそうです。昔は福石の奥に入ることができ、祭司が拝礼されていたようですが、現在は入口が狭く入ることが出来ないようです。

最後に穴門山神社はとても神秘的な場所でした。まずこのような処にどうやって造られたのか、頭の中で思いを巡らせながら五箇所のパワースポット(御利益スポット)を廻り、パワーを頂くことができました。また、水の音や風で木々の葉擦れの音と、自然を身体全体で感じられ、自然のお祓いを受けている感じにさせられる神社でした。ぜひ、実際に足を運んでみて下さい。



神職任免

就任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本兼務職, 氏名. Contains 20 rows of appointment data for various shrines.

Table with 3 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本兼務職, 氏名. Contains 2 rows of resignation data.

退任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本兼務職, 氏名. Contains 3 rows of resignation data.

転出の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本兼務職, 氏名. Contains 1 row of transfer data.

神職帰幽

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本兼務職, 氏名, 現身分, 享年. Contains 1 row of death data.

神社庁辞令

Table with 4 columns: 年月日, 機構名, 機構役職, 氏名. Contains 3 rows of administrative order data.

| 年月日 | 機 構 名 | 機 構 役 職 | 氏 名 |
|---------|--------------|---------|-------|
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 藤原 光利 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 井上 功太 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 横山 雅樹 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 栗井 睦夫 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 黒田 公宜 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 西井 愷 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 平田 高久 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 柴床 博仁 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 渡邊 雅夫 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 安井 信昭 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 岡崎 義弘 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 日幡 行雄 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 上月 良典 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 滝澤 彰洋 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 西辻 嘉昭 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 岡本 正弘 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 室山 晃一 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 河野 薫 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 高山 命之 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 近藤 有生 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 日野 正彦 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 戸部 廣徳 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 林 浩平 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 太田 浩司 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 岡部 典雄 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 伏見 正 |

閉庁のお知らせ

平成 29 年 11 月 7 日～8 日
中国地区神社庁職員研修

平成 29 年 12 月 29 日～
平成 30 年 1 月 4 日
年末年始



神社庁 HP 用データ送付先アドレス
庁報記事送付用アドレス

koho@okayama-jinjacho.or.jp

| 年月日 | 機 構 名 | 機 構 役 職 | 氏 名 |
|---------|--------------|---------|-------|
| 29・6・6 | 祭祀 | 助教 | 村岡 宣祐 |
| 29・5・19 | 協議員会 | 協議員 2 号 | 河本 昌樹 |
| 29・4・13 | 神道政治連盟県本部 | 理事 | 久山信太郎 |
| 29・4・1 | 岡山県神社庁 | 録事 | 山田 容子 |
| 29・2・15 | 負担金賦課基準是正委員会 | 副委員長 | 春名 明 |
| 29・2・15 | 負担金賦課基準是正委員会 | 副委員長 | 藤山知之進 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 山下 修 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 大橋美代治 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 佐藤 達海 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 生駒五三六 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 藤原 正行 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 若林 暁 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 春名 明 |
| 29・1・31 | 負担金賦課基準是正委員会 | 委員 | 三垣 一 |

庁 務 日 誌 抄

平成28年12月 1 日～平成29年 6 月14日

| 12月 | |
|-----|---------------------------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 2日 | 岡山県神道議員連盟総会(県議会)/神政連打田会長を囲む会(エクセルホテル) |
| 6日 | 神宮奉賛部会/財務委員会 |
| 7日 | 女子神職会庁舎内清掃及び研修会 |
| 8日 | 庁舎内清掃 |
| 9日 | 神青協神宮大麻頒布啓発活動 |
| 12日 | 祭祀舞部会/祭儀部会 |
| 19日 | 2級伝達式 |
| 22日 | 神青協発送作業 |
| 26日 | 庁報封入作業 |
| 28日 | 仕事納め |

| 1月 | |
|-----|-----------------------------------|
| 5日 | 仕事始め/岡山県護国神社新年の挨拶/新年祭 |
| 23日 | 教化委員会役員会/教化委員会役員会・事業部会・特殊神事部会合同会議 |
| 24日 | 神宮奉賛部会 |
| 25日 | 役員会/新年会 |
| 27日 | 敬神婦人会監査会/敬神婦人会役員会 |
| 30日 | 事業部会(倉敷ロイヤルアートホテル) |
| 31日 | 雅楽部会 |

| 2月 | |
|-----|---------------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 6日 | 祭祀舞部会 |
| 9日 | 祭儀部会 |
| 14日 | 事業部会/広報部会/教化委員会総会及び特殊神事部会 |
| 15日 | 負担金賦課基準は正委員会/役員・支部長会/役員会 |
| 16日 | 研修企画室会議 |
| 17日 | 雅楽部会 |
| 20日 | 神青協主催研修会 |
| 24日 | 祭祀舞研修会 |
| 27日 | 事業部会・特殊神事部会 |

| 3月 | |
|-----|--------------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 2日 | 神宮奉賛部会/神青協三役会/神青協次年度事業計画 |
| 6日 | 神殿祭習礼 |
| 7日 | 神青協監査会/神青協発送作業 |
| 8日 | 育成部会 |
| 9日 | 神青協勉強会 |
| 10日 | 神殿祭 |
| 14日 | 第12回神職教養研修会 |
| 16日 | 2級上伝達式 |
| 17日 | 事業部会/特殊神事部会/アンケート会議 |
| 29日 | 女子神職会監査/女子神職会役員会 |

| | |
|-----|-----------|
| 30日 | 神青協監査 |
| 31日 | 身分選考表彰委員会 |

| 4月 | |
|-----|---|
| 3日 | 月次祭/職員辞令交付式 |
| 5日 | 神青協監査会/神青協役員会 |
| 6日 | 岡山県敬神婦人連合会総会(護国神社・神社庁)/岡山八幡会 |
| 7日 | 伊勢神宮崇敬会岡山本部監査会/伊勢神宮崇敬会岡山本部理事評議員会/関係者大会企画委員会 |
| 10日 | 神楽部監査会/神楽部役員会/教化委員会役員会 |
| 12日 | 祭儀部会/雅楽部会/祭祀常任委員会 |
| 13日 | 神青協総会/広報部会 |
| 14日 | 庁舎火災報知器点検 |
| 18日 | 事業部会発送作業 |
| 21日 | 神社関係者大会(岡山市民会館) |
| 24日 | 春の参拝旅行第1日目(九州)/祭祀舞部会 |
| 25日 | 春の参拝旅行第2日目(九州)/庁舎内清掃/神青協発送作業 |
| 26日 | 春の参拝旅行第3日目(九州)/女子神職役員会 |

| 5月 | |
|-----|--|
| 1日 | 月次祭 |
| 8日 | 中堅神職研修第1日目 |
| 9日 | 中堅神職研修第2日目 |
| 10日 | 中堅神職研修第3日目 |
| 11日 | 中堅神職研修第4日目/事業部会(いさお会館)/神事行事担当者会(いさお会館)/特殊神事部会(いさお会館) |
| 12日 | 中堅神職研修第5日目 |
| 15日 | 支部長懇話会第1日目(真庭) |
| 16日 | 支部長懇話会第2日目(真庭) |
| 17日 | 祭祀舞部会/神青協広報部会/日本会議岡山総会(いさお会館) |
| 18日 | 役員会 |
| 19日 | 財務委員会/神青協役員会 |
| 22日 | 育成部会 |
| 23日 | 雅楽部会/事業部会教化事業1日目(枚岡神社・春日大社) |
| 24日 | 事業部会教化事業2日目(枚岡神社・春日大社) |
| 29日 | 広報部会 |
| 30日 | 祭儀部会 |
| 31日 | 神宮奉賛部会/研修企画室会議 |

| 6月 | |
|-----|---------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 3日 | 初任神職研修第1日目 |
| 4日 | 初任神職研修第2日目 |
| 6日 | 役員会/身分選考表彰委員会 |
| 10日 | 初任神職研修第3日目 |
| 11日 | 初任神職研修第4日目 |
| 14日 | 祭儀部会 |

